

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)
地域名 (地域内農業集落名)	長岡地区 (南三畠、北三畠、南陣山、北陣山、廿枝、古市、野中、西島、下末松、上末松、西山、北小籠、南小籠、東崎、祈年)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【三畠、陣山地区】農地が狭い、不整形や道がないなど条件不利地がある。ハウスの老朽化が進み、改修の時期ではあるが資材の高騰により修繕が難しい。
(主な品目 露地ネギ、ニラ、ブロッコリー、サツマイモ、じゃがいも ハウストマト、ピーマン、ナス 水稻、飼料用米、WCS)
【小籠、西山地区】水が足りない農地がある。大きい機械では道が狭い、担い手が集積しづらい。若い担い手はあまりいない。
【上末松、下末松地区】耕作放棄地は比較的に見られないが5年後は放棄地になるかもしれない。担い手に集積する。道が狭く、水路が壊れているので修繕が必要。高齢者が多く田作業に人が集まらない。
(主な品目 水稻、ニラ、ししとう、キビなど)
【東崎、祈年地区】東崎地区は事業を活用して農業インフラの整備を行ったが、祈年地区は整備が進んでいないため、道が狭い、水がこないなどの課題が見受けられる。
(主な品目 水稻、スイートコーン、甘藷、ゴボウ、ししとう)

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業インフラの改善のための事業を活用したうえで、田畑輪作型の高収益作物への転換を図る。
地域みんなが参加できるような仕組みを地域で作っていく。(事業継承も含めて)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	412.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	412.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や大規模農業法人へ団地面積の拡大を進めるとともに、担い手及び農業を担う者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定している国営ほ場整備を順次すすめていく。また、その他に必要があれば、耕作条件改善事業等の基盤整備の事業を活用していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に大規模担い手が複数いる地区なので、担い手に集積・集約していく。 また、稼げる農業を目指すために行政やJAの支援を活用する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③国営のほ場整備やその他基盤整備を機に機械化を進めていく。